○農林水産省告示第六百七十六号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の規定に基づき、令和六年農林水産省告示第八百七十八号（漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の期間を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年五月一日

農林水産大臣　江藤　拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水産大臣が定めた期間は、令和七年七月一日から令和七年十二月二十七日までとする。	漁業の許可及び取締り等に関する省令別表第四北太平洋さんま漁業の項第二号の農林水産大臣が定めた期間は、令和六年七月一日から令和六年十二月二十七日までとする。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第六百七十七号

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）第二十二条（同令第六十条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、精米についての検査方法（令和三年農林水産省告示第二千八十号）の一部を次のように改正し、令和七年五月二十一日から施行する。

令和七年五月一日

農林水産大臣　江藤　拓

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省のホームページに掲載する。）

その他告示

○法務省告示第八十四号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年五月一日

法務大臣臨時代理
国務大臣　伊藤　忠彦

静岡地方法務局所属　鈴木　敏宏
静岡地方法務局所属　市原　久幸
金沢地方法務局所属　髙田　浩
広島法務局所属　田中　康裕

○外務省告示第百五十八号

別表上欄に掲げる無償資金協力に係る取極に基づく贈与の供与期限は、それぞれ別表中欄の日に行われた口上書等の交換により別表下欄の日まで延長された。

令和七年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正

取極	贈与の供与期限の延長のための口上書等の交換の日付	延長後の贈与の供与期限
バングラデシュにおける全球測位衛星システム連続観測点高密化及び験潮所近代化計画のための贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の交換公文（令和元年六月三十日付け）	令和六年二月一日	令和八年二月二十八日

青年の島における電力供給改善計画のための贈与に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の交換公文（平成三十一年三月二十六日付け）	令和六年二月二十日	令和八年九月三十日
気象ドップラーレーダーシステム整備計画のための贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の交換公文（平成二十九年六月三十日付け）	令和六年三月十九日	令和十年七月三十一日
ナカラ緊急発電所整備計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文（令和元年十二月十二日付け）	令和六年四月十八日	令和十年十二月三十一日
ザンベジア州中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の交換公文（令和元年十二月十二日付け）	令和六年六月十日	令和八年一月三十日
第二次エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文（平成二十九年十二月十八日付け）	令和六年六月二十三日	令和八年五月三十一日
ナイジェリア疾病予防センター診断能力強化計画のための贈与に関する日本国政府とナイジェリア連邦共和国政府との交換公文（平成三十一年四月九日付け）	令和六年七月四日	令和十年十二月三十一日
バルバラ地区ナッシブにおける小中学校建設計画のための贈与に関する日本国政府とジブチ共和国政府との間の交換公文（令和二年八月三日付け）	令和六年八月十五日	令和七年二月二十八日
柔道スポーツ施設建設計画のための贈与に関する日本国政府とコンゴ民主共和国政府との間の交換公文（平成三十年五月二十八日付け）	令和六年八月二十九日	令和七年五月三十一日
坑口地熱発電システム整備計画のための贈与に関する日本国政府とエチオピア連邦民主共和国政府との間の交換公文（平成二十九年八月十一日付け）	令和六年九月五日	令和七年三月三十一日
灌漑（かんがい）稲作振興のための農業水利整備公社機能強化計画のための贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文（令和元年十月四日付け）	令和六年九月十九日	令和八年三月三十一日
エジプト・日本科学技術大学教育・研究機材調達計画のための贈与に関する日本国政府とエジプト・アラブ共和国政府との間の交換公文（平成二十八年七月二十六日付け）	令和六年十二月十九日	令和八年十一月三十日

○外務省告示第百五十九号

令和七年三月十日にニューヨークで、ハイチ共和国における保健施設における水・衛生環境改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　保健施設における水・衛生環境改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億八千三百万円

3　署名者

日　本　側　御巫智洋国際連合日本政府代表部大使

国際連合児童基金側　マンディープ・オブリエン公的パートナーシップ局長

令和七年五月一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　林　芳正